

賃貸物件の貸主様・管理者様

以下に該当する場合は、被災した物件の補修費の支援を行います！

「賃貸型応急住宅」に係る補修費（入居時修繕負担金）支援について

熊本県では、令和8年熊本地震により損害を受けた民間賃貸住宅を補修のうえ、賃貸型応急住宅として提供していただく際に、補修費（入居時修繕負担金）の支援を行います。

この制度は、地震被害等により賃貸物件が提供できない状態にあるものを、補修することにより被災者へ提供できるようにするための被災者支援制度です。

そのため、令和8年熊本地震の発生後に退去した物件や補修した物件に被災者以外が入居した場合は対象となりません。

1 補修費支援の対象要件

- (1) 令和8年熊本地震で被害を受けた空き室で、補修・入居が行われる八代市・宇城市・氷川町内の物件であること。

※令和8年熊本地震の発生日（令和8年7月28日）に空き室だったものが対象です。

※補修が困難な程度の被害（全壊相当等）の場合は対象外となります。

- (2) 原則、新耐震基準で建設（昭和56年6月以降に着工）されたもの又は耐震診断、耐震改修により住宅耐震性が確認されたもの。

- (3) 県による借上げに至った物件。

（注）借上げには、入居者の要件（全壊等の被災者であること）のほか、家賃の要件（1人（単身）の世帯月額5.5万円以下、2名以下の世帯月額6.5万円以下等）などがあります。詳細は、熊本県ホームページを参照ください。

⇒「令和8年熊本地震に係る賃貸型応急住宅の供与について」

※補修した物件に被災者以外が入居した場合は対象となりません。

2 支援の対象となる補修工事と支援額

○対象となる補修工事の範囲は、今回の災害と直接関係あるもので、次の（1）又は（2）に該当する部分であって、賃貸を行うために補修が必要な箇所とします。

- (1) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分

＜工事の例＞

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ・ 壊れた屋根の補修 | ・ 傾いた柱の家起こし |
| ・ 破損した柱梁等の構造部材の取替 | ・ 壊れた床の補修 |
| ・ 壊れた壁の補修 | ・ 壊れた基礎の補修 |
| ・ 壊れた建具の補修(破損したガラス、玄関扉等) | ・ 壊れた給排気設備の取替 |
| ・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修 | ・ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修 |
| ・ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替 | ・ 屋外給湯器（同等品への交換に限る） |

※畳替えや壁紙の張替えのみなど、内装のみに関する補修は原則対象外です。

- (2) 飲用に係る地下水の取水に必要最小限度の部分

- ・ 被災井戸の不具合（水が出ない、濁る等）に関する原因調査（洗浄等）の実施
- ・ 飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）について、異物の除去、部材の交換、掘り直し、水質の検査その他の適切な方法により実施する補修

※次の全ての要件を満たす場合が対象です。

- ①当該災害により敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。

裏面に続く

- ②井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
- ③補修については以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
- ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
- ④原因調査（洗浄等）・補修を行うことで賃貸が可能となること。

※井戸の機能が失われている場合は（２）の対象となります。宅内配管等の給水設備等のみ補修が必要な場合は（１）の対象となります。

○支援額

- （１）居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分
１戸あたり ７５万７千円以内
- （２）飲用に係る地下水の取水に必要最小限度の部分
１戸あたり ７５万７千円以内 ※複数戸が井戸等を共同利用している場合は最大４戸までとします。

※（１）と（２）は区分し、相互に流用することはできません。

3 補修工事に係る提出書類や提出時期等

（１）補修工事完了後に提出する書類

工事発注者（貸主又は賃貸住宅管理者等）は、上記１の要件を満たすことを確認した上で、熊本県賃貸型応急住宅賃貸借契約書の提出に併せて、下記書類を持参又は郵便（特定記録郵便等）により提出してください。

なお、下記の書類のうち、様式があるものについては、八代市・宇城市・氷川町ホームページよりダウンロードしてください。

【提出書類】

- ・チェックリスト
- ・補修工事完了報告書（様式１）
- ・前入居者が退去した日が確認できる書類（任意の書類）
※退去日の確認に不要な情報（前入居者の氏名等の個人情報）は必ず黒塗りを施した上でご提出ください。
- ・誓約書（様式２）
- ・入居時修繕負担金の内訳（様式３）
※委任により管理会社が入居時修繕負担金の契約及び請求等を実施する場合は、（様式８）を提出

【添付書類】

- ・工事写真（工事前・工事中・工事後）（様式４）
※補修前の写真がない場合は（様式７）も提出
- ・状況報告書（※住戸内工事用（様式５－１）、共用部工事用（様式５－２）、井戸等の修理用（様式６－２））
※井戸の洗浄の実施ができなかった場合は（様式６－１）も提出
- ・補修工事費の支払いを証する書類（送金伝票や領収書等の写し）
- ・工期及び工事費の内訳がわかるもの（見積書や契約書の写し、平面図等）

補修工事完了報告書の提出期限については、補修工事完了報告書の提出状況や工事の進捗状況等に応じて設定し、後日、公表します。

(2) 県の審査後に提出する書類

補修工事完了報告書等の審査後、「入居時修繕負担金の支払に関する契約書」（様式 9）を送付しますので、必要事項を記入・押印の上、持参又は郵便（特定記録郵便等）により提出してください。

4 提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 （熊本県庁行政棟新館 3 階）
熊本県健康福祉部健康福祉政策課すまい対策室
TEL：096-333-2186（直通） FAX：096-384-9870

5 補修費の支払い時期

入居時修繕負担金の支払に関する契約を締結した日の属する月の翌月末まで